

諮問日：令和8年3月12日（令和7年度（情）諮問第103号）

答申日：令和8年7月13日（令和8年度（情）答申第15号）

件名：東京家庭裁判所における特定人から提出された苦情についての裁判所の対応と調査の状況等に関する文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京家庭裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京家庭裁判所長が令和8年1月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

当該司法行政文書は存在する。

決裁者は、判断の拠り所となる調査・検討した自ら作成した文書がなければ裁判官及び裁判所書記官の不適切な行為の詳細を知り、判断できるはずがないのであるから、判断の拠り所となる調査・検討した自ら作成した文書は必ずある。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、特定人（苦情申出人と同じ）が特定の事件における裁判官及び裁判所書記官の行為に関して当該裁判官らに対する苦情申立書を原判断庁等に送付した事実を前提に、「当該苦情申立書に対する原判断庁の対応と調査の状況等にかかる全ての文書」（本件開示申出文書）の開示を求めるものであ

る。そのため、本件開示申出文書の存否を答えることにより、特定人が特定の事件に関し苦情申立書の送付を行った事実の有無を開示することとなり、この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。

なお、苦情申出人から、本件開示申出と同時に、申出内容を同じくする保有個人情報開示申出がされていたため、本件について同申出への補正を求めることはしなかった。

- 2 これに対し、苦情申出人は、当該司法行政文書は存在するなどと主張しているが、原判断の相当性を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和8年3月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年3月26日 苦情申出人から意見書を収受
- ④ 同年5月22日 審議
- ⑤ 同年6月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人の開示申出によれば、本件開示申出は、特定人が特定の事件に関し東京家庭裁判所に対して苦情申立書の送付を行った事実のあることを前提に、当該苦情申立書に対する東京家庭裁判所の対応と調査の状況等にかかる全ての文書の開示を求めるものである。そのため、本件開示申出文書の存否を答えることは、特定人が特定の事件に関し苦情申立書の送付を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、当該特定人の個人識別情報（法5条1号）に相当し、同号

ただし書イからハまでに相当するような事情も認められない。

また、苦情申出人から、本件開示申出と同時に、申出内容を同じくする保有個人情報開示申出がされていたというのであるから、本件について同申出への補正を求めることなく、存否応答拒否の判断をしたことに不適切な点があったとは認められない。

したがって、別紙記載の申出に対し、存否応答拒否とした判断は相当である。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

別添（添付省略）の特定年月日付の

「特定事件訴訟から和解調書作成に至るまでの東京家庭裁判所特定部 A 裁判官と B 書記官に対する苦情申立書」

を別添（添付省略）の宛先のとおり送付済みである。

最高裁判所と東京家庭裁判所各部署または各職位、各職種において私のこの書面を保存し、苦情の申し立ての趣旨を適切に汲み取り調査、対応しているはずである。

私のこの書面の各裁判所各部署、各職位、各職種において保管している、この書面の写し、裁判所が受領した後の所内の対応と調査の状況等にかかる全ての保有個人情報、司法行政文書の開示を求めます。